

プログラム名	民法改正と設計監理契約	認定CPD	2単位
開催日	2019年12月7日（金） 16:30～18:00		
開催場所	名古屋市中区丸の内1-15-15 桜通ビル6F（株）伊藤建築設計事務所 LECホール		
講師	若山・大井総合法律事務所 弁護士 大井直樹 氏		
担当理事	企画委員会 理事 成田益美	その他	
参加者	NSK会員およびその所員、一般の方 申込41名 出席37名 CPD参加 29名		
備考			

『民法改正と設計監理契約』と題して 若山・大井総合法律事務所 弁護士 大井直樹 氏を招き、講演会を開催した。

2020年4月1日より施行される「民法の一部を改正する法律」により設計監理契約・業務等に与える影響がどのようになるか。改正項目は、約款に関する規定の新設や、法定利率の見直し、消滅時効、請負契約に関する改正などで、今後は「瑕疵」という言葉が「契約不適合」に置き換わり、瑕疵から債務不履行となるなどについて講演していただいた。

講演は、まず設計監理契約について、「契約とは」、「民法のルールと合意の関係」、「設計監理契約の性質」、「設計監理契約の権利関係の分析」、「紛争時における各人から相手への請求」、「施主が請求する損害請求の根拠」といった基本的事項の解説の後、改正民法の概要について解説があった。また、改正項目のうち、民法改正における約款に関する議論と設計監理契約の関係、請負契約に関する改正、中途解約の報酬について、契約不適合の場合の追完請求と報酬の代金減額について、など設計監理契約に関わってくる事項の解説があった。各論的な部分で言うと、そう大きな影響はないと考えられるということだった。しかし、民法改正の背景を考えると実務への影響は重要視される。すなわち、「一応の履行が済んでいて、約束は果たしているという前提で、特別の救済として定められたものが瑕疵担保責任である」と整理されていたものが、「一応の履行が済んでいても、まだ約束の内容が果たされていない」とみられることとなり、完成後も引続き契約に拘束されてしまう。契約書を結ぶ際に、こういった内容のことをどこまで詳細に契約内容を決めておくか、ということが重要視されることになり、契約内容の精査がこれまで以上に大事になるとのことだった。

建築士の地位や、設計業界の認知度の向上、また、設計監理業務を適正に行うためにも、民法を含めた法律の理解は不可欠であり、今後も諸般の事情を踏まえた知識の蓄積、情報の共有が必要である。

施主の要望に応え、適正な業務遂行のため、まだまだ勉強しなければならないことが山積みであると実感させられた。今後も、このような機会を設けてさらに有効な情報の発信をすることが必要である。

講演会は終始熱気と緊張感ある雰囲気の中行われ、参加者の関心や期待の高さもうかがわれた。

講演会終了後のアンケートでも、参加者の関心が高く、また今回の講演会も多く的好评をいただいた。

講演会終了後は懇親会にて、講師を囲み また参加者相互との意見交換と親睦を深めることができた。

